

特定非営利活動法人

子育て支援ワーカーズともに

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人子育て支援ワーカーズとものという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を北海道札幌市白石区に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、仕事と家庭の両立(特に女性研究者のキャリア中断の防止)を支援し、待機児童の緩和と子育てに対する不安のない安定した育児環境を提供することにより、全ての子どもと親が生き生きと心豊かに暮らせるような地域社会を作ることとする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療または福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 月極保育事業
- (2) 一時保育事業
- (3) 土曜日保育事業
- (4) 学会時の集団保育事業
- (5) 前各号の事業に附帯する事業
- (6) その他 この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

- (1) 物品の斡旋及び販売
- (2) 役務の提供

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その利益は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条

この法人に、会員として加入しようとする者は、入会申込書により、申し込むものとする。ただし、理事会が認めたものについては、この限りではない。

- 2 加入の承認は、理事会が行なう。

(入会金及び会費)

第8条

会員は、会費を納入しなければならない。ただし、理事会が認めたものについては、この限りではない。

- 2 会費の種類、金額、納入方法は、総会の議決を経て別に定める。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 脱退したとき。
- (2) 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(脱退)

第10条 この法人を脱退しようとする者は、脱退届を理事会に提出する事により任意に脱退することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した3分の2以上の議決により、これを除名することができる。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
 - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とする。
 - 3 理事のうち副代表理事をおくことができる。

(選任等)

第14条 役員は、総会において選任する。選任の方法は、総会の議決を経て別に定める。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は該当役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その活動を取りまとめる。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、日常の業務を執行し、代表理事に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 監事は、法第18条に定める職務を行う。

(役員任期等)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会において出席した3分の2以上の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第19条 役員には、報酬を支給しない。ただし、常勤の役員には、役員総数の3分の1以下の範囲内で、総会の議決により報酬を支給することができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事会が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第22条

総会は、この定款で別に定めるもののほか、事業計画及び活動予算、事業報告及び活動決算、その他この法人の運営に関する重要な事項を議決する。

2 理事会はこの定款で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (2) 理事会として総会に付議する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき。
- (2) 正会員総数の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 法第18条第4号に定めるところにより監事が招集するとき。

3 理事会は次のいずれかの場合に開催する

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事の3分の1以上の者から会議の目的たる事項を示して請求があるとき
- (3) 監事から会議の目的たる事項を示して請求があるとき

(招集)

第24条 会議は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に会議を招集しなければならない。

3 会議を招集するときには、正会員または理事(以下「構成員」という)に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。理事会の議長は、理事の中から選出する。

(定足数)

第26条 会議は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(議決)

第27条 会議における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の2分の1以上の同意により議題とすることができる。

2 会議の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決権等)

第28条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により会議に出席できない構成員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の出席構成員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した構成員は、書面による表決者又は表決の委任者は、会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第29条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の総数
 - (3) 出席した構成員の数及び、理事会にあってはその氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び会議において選任された議事録署名人2人以上が、記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産及び会計

(資産の構成)

第30条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第31条 この法人の資産は、理事会の議決に基づいて、代表理事がこれを管理する。

(経費の支弁)

第32条 この法人の経費は、資産をもって支弁する。

(事業会計、予算及び活動決算)

第33条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

- 2 この法人の事業計画書及びこれに伴う活動予算書は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。
- 3 この法人の事業報告及び活動決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

4 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(暫定予算)

第35条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日までの期間に係る収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費)

第36条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第37条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(臨機の措置)

第38条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

(その他の事業の会計)

第39条 その他の事業の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計と区分処理を行う

第6章 解散及び定款の変更

(解散)

第40条 この法人は、総会の議決による解散をするときは、総会において会員総数の3分の2以上の承諾を得て、解散することができる。

(定款の変更)

第41条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の同意を得、変更することができる。この場合、法第25条第3項に規定する事項に該当する場合は所轄庁の認証を受けて効力を得る。

2 この法人が定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

第7章 雑則

(公告)

第42条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、インターネットホームページ及び官報に掲載して行う。

(細 則)

第43条 この定款の施行について必要な細則は、この定款で定めるものを除き理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

| | | |
|-------|-----|-------|
| 代表理事 | 元 木 | 直 美 |
| 副代表理事 | 安 達 | 順 子 |
| 副代表理事 | 見 尾 | 友 美 |
| 監 事 | 三 浦 | ひ と み |
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成25年6月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第34条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成25年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第33条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員 会費なし
 - (2) 賛助会員 会費5000円（年額）